

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月11日（平成29年（行個）諮問第81号）

答申日：平成29年12月25日（平成29年度（行個）答申第171号）

事件名：障害者虐待に関する本人の相談等を契機として特定労働局が行った調査等に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私の障害者虐待防止法に係る通報，受理，措置に関して特定労働局が行った調査等に関する書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，特定労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年11月17日付け特定番号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

黒塗りの箇所が多く，事実と異なるため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に対し，原処分における法の適用条項に法14条5号及び7号イを追加した上で，原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示し，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 理由

##### （1）障害者虐待防止法について

障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）は，障害者に対する虐待の禁止，障害者の虐待の防止に係る国等の責務，障害者虐待防止等のための具体的スキームを定めており，障害者虐待を，①養

護者による障害者虐待，②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待，③使用者による障害者虐待の3つに分類し，さらに，使用者による障害者虐待を，①身体的虐待，②性的虐待，③心理的虐待，④放置等による虐待，⑤経済的虐待の5種類に分類している。

使用者による障害者虐待の防止に関し，都道府県労働局は，事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより，使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため，都道府県との連携を図りつつ，労働基準関係法令等に規定された権限を適切に行使することが定められている（障害者虐待防止法26条）。

## （2）都道府県労働局の対応について

### ア 使用者による障害者虐待の処理の流れについて

都道府県労働局は，使用者による虐待を受けた障害者（以下「被虐待者」という。）から，直接，使用者による障害者虐待がある，又は疑われる旨の情報提供や相談がなされた場合は，被虐待者から可能な限り聴取を行い，聴取内容等を基に，雇用環境・均等部（室）（旧総務部企画室）において，どのような事実確認及び行政指導等が必要であるかを整理し，対応部署の決定を行うとともに，障害者虐待防止法22条に基づき，都道府県に通報を行う。

雇用環境・均等部（室）（旧総務部企画室）は，対応部署に対し，所管する法令に基づく調査及び行政指導等による権限行使の措置の実施状況等について進捗管理を行う。

調査及び指導等の一連の処理を終えた対応部署は，雇用環境・均等部（室）（旧総務部企画室）あてに処理が終了した旨の報告を行う。

### イ 対応部署における措置について

身体的虐待，心理的虐待または放置等による虐待が疑われる事業所に対しては，職業安定部を対応部署として決定し，職業安定部の出先機関である公共職業安定所において，障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき必要な調査を行い，調査の結果，虐待の事実が認められた場合は，障害者の雇用に関する事項に係る適正な雇用管理について助言・指導を行う等の措置を行う。

性的虐待が疑われる事業所に対しては，雇用環境・均等部（室）（旧雇用均等室）において，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「均等法」という。）に基づき，セクシュアルハラスメント防止対策の実施状況の確認を行い，必要な措置が講じられていない等の事実が認められた場合は，助言，指導又は勧告を行う。

経済的虐待が疑われる事業所に対しては、労働基準部を対応部署として決定し、労働基準監督署において、労働基準法等に基づき必要な調査を行い、調査の結果、障害者に対する最低賃金法違反や、割増賃金を支払わない等の経済的虐待の事実が認められた場合には、労働基準関係法令に基づき、是正に向けた行政指導等の措置を行う。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、被虐待者として、使用者による障害者虐待に関する相談等を行ったことを契機とし、障害者虐待防止法及び労働基準関係法令等に基づき、都道府県労働局が措置を行った関係書類一式であり、別表に掲げる文書番号1ないし8の文書（以下、第3においては順に「対象文書1」ないし「対象文書8」といい、併せて「対象文書」という。）である。

対象文書は、以下のアないしクの文書に分類され、その概要は次のとおりである。

ア 労働相談票一式

当該文書は、労働相談票及び処理経過で構成される。

労働相談票は、相談等を契機として、都道府県労働局が障害者虐待に係る情報を把握した時点において作成される文書であり、障害者虐待防止法施行規則（平成24年厚生労働省令第132号）に定める事項を網羅的に記載するために用いる様式である。

処理経過は、旧総務部企画室（現雇用環境・均等室）において把握した進捗管理の内容について記載するものである。

イ 通報文書一式

当該文書は、都道府県労働局から都道府県あてに情報提供を行った文書一式であり、都道府県労働局長から都道府県知事あてに発出された事務連絡文書、労働相談票、処理経過及び被虐待者提出資料で構成される。

ウ 対応部署決定通知一式

当該文書は、旧総務部企画室長（現雇用環境・均等室長）が、上記（2）のアの判断において、労働基準部、職業安定部、旧雇用均等室（現雇用環境・均等部（室）長）を対応部署として決定の上、各対応部署長あてに通知を行った文書一式であり、旧総務部企画室長（現雇用環境・均等室長）から、労働基準部長、職業安定部長及び旧雇用均等室長（現雇用環境・均等室長）の各対応部署長あてに発出された事務連絡文書、労働相談票、処理経過、被虐待者提出資料並びに事情確認・聴取票で構成される。

事情確認・聴取票は、当該使用者による障害者虐待事案に係る対応部署決定に際し、旧総務部企画室の処理担当者が、被虐待者である

審査請求人から補充的に聴取した内容が記載されている。

## エ 雇用環境・均等室（旧雇用均等室）における処理終了報告一式

当該文書は、雇用環境・均等室（旧雇用均等室）で受けた相談及び均等法 29 条に基づく報告の徴収に係る処理について記録した文書一式であり、相談カード、29 条カード及び添付資料で構成される。

### （ア）相談カード

相談カードは、均等法の円滑な施行に資するため、相談のうち、重要なもの、事案が複雑なもの等については、業務処理の円滑化及び明確化を目的として、相談カードに記載することとしている。

相談カードには、主に、①相談者の氏名、住所及び電話番号、②相談者の属性、③事業主の名称、代表者氏名、住所及び電話番号、④人事労務担当者の氏名及び職、⑤該当条文、⑥相談概要、⑦相談の経緯（年月日、方法、担当者、概要（紛争の発生した時期及び経過、事業主の対応、自主的解決の試みの有無、相談者が望む解決方法、職員の対応等））等が記載されている。

（※）相談カードには番号（①ないし⑦）は記載されていないが、本理由説明書において番号を付している。

### （イ）29 条カード

29 条カードは、均等法 29 条に基づく報告の徴収並びに助言、指導及び勧告に関する記録を行うことにより、迅速かつ的確な業務処理を目的として作成するものである。

29 条カードは、a 基本情報、b 事項措置、c 経緯で構成されており、以下のとおり各欄に記載項目がある。

#### a 「基本情報」欄

①受付年月日、②完了年月日、③報告徴収の手法、④端緒、⑤事業主、⑥指導等対象事案の内容、⑦参考事項、⑧指導等の概要及び⑨指導等の結果等が記載されている。

#### b 「事項措置」欄

⑩年月日、法律、条、件数、措置及び、号番号等が記載されている。

#### c 「経緯」欄

⑪年月日、⑫対象者、⑬方法、⑭担当者、⑮室長印・未承認及び⑯概要が記載されている。

（※）29 条カードには番号（①ないし⑯）は記載されていないが、本理由説明書において番号を付している。

### （ウ）添付資料

添付資料は、a 均等法に基づく報告徴収ヒアリング票、b 事業場提出資料で構成されている。a 及び b については、以下のとおりの

記載項目がある。

a 均等法に基づく報告徴収ヒアリング票

①事業場の概要，②労働者数及び③セクシュアルハラスメント対策について記載されている。

b 事業場提出資料

④報告徴収の際に提出された資料

オ 職業安定部における処理終了報告一式

当該文書は，公共職業安定所において実施した，障害者雇用促進法18条に基づく，事業主に対する助言及び指導に係る処理について記録した文書一式であり，職業安定部長から雇用環境・均等部（室）長あてに発出された事務連絡文書，公共職業安定所長から職業安定部長あてに発出された事務連絡文書，処理経過，事情確認・聴取票で構成されている。

事情確認・聴取票は，主に，①事情聴取の対象者職氏名，②聴取の方法，③作成年月日，④作成者職氏名，⑤聴取及び助言内容等が記載されている。

カ 面談記録票

当該文書は，被虐待者である審査請求人が行政評価事務所に対し行った行政相談の内容確認のために，行政評価事務所担当者が，都道府県労働局に来訪したため，行政評価事務所担当者と雇用環境・均等部（室）担当者とのやりとりを記録した文書である。

キ 労働基準部における処理終了報告一式

当該文書は，労働局労働基準部及び労働基準監督署において実施した，使用者による障害者虐待に係る事案の処理について記録した文書一式であり，労働基準部長から雇用環境・均等部（室）長あてに発出された事務連絡文書，処理経過で構成されている。

労働基準法等では，労働基準監督官は，事業場等を臨検し，帳簿及び書類の提出を求め，又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。労働基準法等に基づく調査の結果，労働基準関係法令違反に当たる障害者虐待の事実が認められた場合には，その是正を指導しているところであるが，処理経過には，かかる事案の処理状況及びその経過が記載されている。

ク 被虐待者提出資料

(4) 不開示情報該当性について

ア 労働相談票一式（対象文書1）

対象文書1の①は，報告徴収の手続きが終了した年月日が記載されており，後述の下記（4）のイのとおり，法14条3号イ並びに7号柱書き及びイに該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 雇用環境・均等室（旧雇用均等室）における処理終了報告一式（対象文書４）

（ア）相談カード「基本情報」欄の④人事労務担当者の氏名及び職

これらは、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、法１４条２号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

（イ）２９条カード「基本情報」欄の⑤「事業主」欄の人事労務担当者の氏名、職、ＴＥＬ及びＦＡＸ

これらは、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、法１４条２号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

（ウ）２９条カード「基本情報」欄の①受付年月日、②完了年月日、③報告徴収の手法、⑧指導等の概要及び⑨指導等の結果

当該部分は、雇用環境・均等室が事業主に対し均等法２９条に基づく報告徴収を実施した日や指導等が終了した日、特定事業場の雇用管理に係る内部情報、雇用環境・均等室の判断、雇用環境・均等室が助言した内容や事業主の回答が記載されており、これらは審査請求人が知り得る情報ではなく、これらを開示した場合、特定事業場の雇用管理に係る内部情報及び法違反の有無が明らかとなり、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法１４条３号イに該当する。

また、審査請求人が知り得ないこれらの情報を開示した場合、事業場との信頼関係が失われるとともに、報告徴収の手法が明らかとなり、正確な事実の把握を行うことを困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にする、均等法等の法令違反の発見が困難になる等、検査事務の性格を持つ報告徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条７号柱書き及びイに該当することから、不開示とすることが妥当である。

（エ）２９条カード「事項措置」欄の⑩年月日、法律、条、件数、措置、及び号番号等

当該部分は、雇用環境・均等室が助言した年月日や内容が記載されており、これらは審査請求人が知り得る情報ではなく、上記（ウ）と同様の理由により、法１４条３号イ並びに７号柱書き及びイに該当することから、不開示とすることが妥当である。

（オ）２９条カード「経緯」欄の⑪年月日及び⑬方法

当該部分は、雇用環境・均等室と対象者がやりとりを行った年月日及びやりとりの方法が記載されており、これらは審査請求人が知り得る情報ではなく、上記（ウ）と同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイに該当することから、不開示とすることが妥当である。

（カ）29条カード「経緯」欄の⑫対象者

「対象者」は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

（キ）29条カード「経緯」欄の⑬概要

当該部分は、特定事業場の雇用管理に係る内部情報、雇用環境・均等室が助言した内容、雇用環境・均等室と事業主の詳細なやりとり及び助言に対する事業主の回答が記載されており、これらは審査請求人が知り得る情報ではなく、上記（ウ）と同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイに該当することから、不開示とすることが妥当である。

（ク）均等法に基づく報告徴収ヒアリング票及び事業場提出資料

当該資料は、均等法29条に基づく報告徴収の際に事業主から提出された資料で、特定事業場の雇用管理に係る内部情報が記載されており、これらの情報を開示した場合、上記（ウ）と同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイに該当することから、不開示とすることが妥当である。

また、当該資料は、特定事業場が雇用環境・均等室との信頼関係を前提に開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態や雇用管理に係る内部情報等が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、75頁は審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、法14条2号に該当しかつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

ウ 職業安定部における処理終了報告一式（対象文書5）

対象文書5における処理過程（78頁）の記載のうち、不開示とした部分には、公共職業安定所が面談した人物の情報が記載されており、当該情報には、審査請求人以外の特定の個人を識別できる職氏名が含まれており、当該情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。加えて、被申告事業所から聴取した情報

を基に公共職業安定所の担当者が行った判断及び処理方針が記載されており、これらを開示することとなれば、公共職業安定所における助言、指導を免れるために、法令違反と判断される事実及び資料が隠匿され、関係者間の口裏合わせが行われる等が考えられる。このため、公共職業安定所が行う事業所指導の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、対象文書5における事実確認・聴取票のうち、不開示とした部分には、公共職業安定所の担当者が面談した人物の情報、公共職業安定所が聴取した内容及び方法、被申告事業所における雇用管理の方法及び当該事案に対する被申告事業所の見解が記載されている。公共職業安定所の担当者が面談した人物の情報には、審査請求人以外の特定の個人を識別できる職氏名が含まれており、当該情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。また、公共職業安定所が聴取した内容及び方法については、これらの情報が開示されることとなれば、公共職業安定所における助言及び指導の具体的な手法等が明らかとなり、助言、指導を免れるために、法令違反と判断される事実及び資料が隠匿され、関係者間の口裏合わせが行われること等が考えられる。このため、公共職業安定所が行う事業所指導の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。さらに、被申告事業所における雇用管理の方法及び当該事案に対する被申告事業所の見解については、当該特定事業主に関する情報であり、行政の要請を受けて開示しない前提で任意に提供されているものであり、通例として開示しないこととされているものであるとともに、これらの情報を開示することは、特定事業主に対する信用を低下される等、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法14条3号イ及びロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### エ 労働基準部における処理終了報告一式（対象文書7）

対象文書7における処理経過（85頁ないし124頁）の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する使用者等の見解、労働基準監督官が行った事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書7の①ないしは、これらの情報が開示されることとなれば、事業場等に対する調査の手法が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われる等労働基準監督官の行う監督指導業務に



関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務という性格をもつ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあるものであり、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書7の①ないし及びないしは、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書7の①ないし③、⑤、⑦、⑨ないし⑭、⑯ないし⑳、及びには審査請求人以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### (5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「黒塗りの箇所が多く、事実と異なるため（原文ママ）」と主張しているが、上記(4)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年5月11日 諮問の受理

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同月25日   | 審議                |
| ④ 同年12月7日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同月21日   | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私の障害者虐待防止法に係る通報，受理，措置に関して特定労働局が行った調査等に関する書類。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示部分の開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，諮問に当たり，一部を新たに開示することとするが，別表の4欄に掲げる部分については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

##### ア 通番14

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができるものに該当するが，原処分で開示されている情報から推認できる内容であることから，同号ただし書イに該当し，開示すべきである。

##### イ 通番21及び通番29

(ア) 当該部分のうち，通番21の95頁「処理経過」欄15行目30文字目ないし16行目21文字目及び26文字目ないし30文字目は，臨検監督の際に対応した被申告事業場の対応者の職氏名であり，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが，特定労働基準監督署の担当官が審査請求人に説明している内容であると認められ，同号ただし書イに該当する。また，同様の理由により，これを開示しても，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは

不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報には該当せず、また、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人に説明している内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これらを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番53

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人に説明している内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (2) その余の不開示部分について

##### ア 法14条2号該当性について

通番4、通番6、通番10、通番14及び通番17は、雇用環境・均等室及び特定公共職業安定所の担当官が聴取した特定事業場の担当者の職、氏名、電話番号及びファックス番号であって、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条7号柱書き該当性について

(ア) 通番15及び通番16には、特定公共職業安定所の担当官が特定事業場の担当者から聴取した内容及び特定公共職業安定所の判断・処理方針等が記載されており、これらを開示すると、事業者が公共職業安定所からの助言、指導を免れるために、障害者虐待に係る事実及び資料を隠匿するなど、使用者による障害者虐待に係る公共職業安定所が行う事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番18には、特定公共職業安定所の担当官が特定事業場の担当者から聴取した内容及び特定公共職業安定所の特定事業場への対応等が記載されており、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番19には、特定公共職業安定所の担当官が特定事業場の担当者から聴取した内容及び特定公共職業安定所の特定事業場への対応等が記載されており、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号イ該当性について

(ア) 通番1、通番5、通番8、通番9、通番11及び通番12には、雇用環境・均等室が行った特定事業場に対する報告徴収に係る手続終了日、受付年月日、完了年月日、報告徴収の手法、特定事業場の均等法の施行状況、特定事業場への指導等の概要及び結果、違法条項等が記載されており、これらを開示すると、雇用均等行政機関が行う指導における調査の手法が明らかになり、雇用均等行政機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 13 は、特定事業場から雇用環境・均等室に提出された資料であり、これを開示すると、報告徴収における調査の手法が明らかになるほか、特定事業場を始めとして事業者と雇用環境・均等室との信頼関係が失われ、今後、同室に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、雇用均等行政機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 21 ないし通番 23、通番 25、通番 27、通番 29 ないし通番 34、通番 36 ないし通番 38、通番 40 ないし通番 46、通番 50 及び通番 51 には、特定労働基準監督署の担当官が特定事業場の担当者から聴取した内容、特定労働基準監督署担当官の意見及び処理方針、特定事業場への指導内容等が記載されており、上記(ア)と同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 24、通番 26、通番 28、通番 35、通番 39、通番 48 及び通番 49 には、特定労働基準監督署の担当官が特定事業場の担当者から聴取した内容、特定労働基準監督署担当官の意見及び処理方針、特定事業場への指導内容等が記載されており、これらを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導における調査の手法が明らかになるほか、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、今後労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 47、通番 52 及び通番 53 は、特定労働基準監督署の対応方針であって、これらを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導における調査の手法が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号並びに7号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名及び頁		3 通 番	4 不開示部 分	5 該当条文（法14 条）						6 開示 す べ き 部 分		
	文書名	頁			2 号	3 号 イ	3 号 ロ	5 号	7 号 柱 書 き	7 号 イ			
1	労働相 談票一 式	1～ 8	1	8頁1行目1 文字目ないし 6文字目		○				○	○		
2	通報文 書一式	9～ 24	2	なし	なし								
3	対応部 署決定 通知一 式	25 ～4 2	3	なし	なし								
4	雇用環 境・均 等室 （旧雇 用均等 室）に おける 処理終 了報告 一式	43 ～7 5	4	①相談カード 「基本情報」 欄中の人事労 務担当者の氏 名及び職	○								
			5	②29条カー ド「基本情 報」欄中の 「受付年月 日」，「完了 年月日」， 「報告徴収の 手法」，「指 導等の概 要」，「指導 等の結果」		○				○	○		
			6	③29条カー ド「基本情 報」欄中の 「氏名」，	○								

				「職」, 「TEL」, 「FAX」							
			7	④ 58頁1行 目7文字目 ないし12文字 目	なし（新たに開示）						
			8	⑤ 29条カード「事項措置」欄中の「年月日」, 「法律」, 「条」, 「件数」, 「措置」, 「号」		○			○	○	
			9	⑥ 29条カード「経緯」欄中の「年月日」		○			○	○	
			10	⑦ 29条カード「経緯」欄中の「対象者」	○						
			11	⑧ 29条カード「経緯」欄中の「方法」		○			○	○	
			12	⑨ 29条カード「経緯」欄中の「概要」		○			○	○	
			13	⑩ 63頁ないし75頁の全部	○	○	○		○	○	
5	職業安定部における処理終了報告	76 ~ 81	14	① 78頁「処理経過」欄4行目3文字目ないし21文字目	○						78頁「処理経過」欄4行目13文字目な



	一式											いし 21 文字目
			15	② 78頁「処理経過」欄14行目ないし17行目	○					○		
			16	③ 78頁「処理経過」欄18行目ないし20行目	○					○		
			17	④ 79頁「事情聴取対象者職氏名」欄及び「<対応者>」欄の不開示部分	○							
			18	⑤ 79頁の④を除く不開示部分	○	○	○			○		
			19	⑥ 80頁の不開示部分		○	○			○		
6	面談等記録簿	82及び83	20	なし	なし							
7	労働基準部における処理終了報告一式	84～124	21	① 95頁「処理経過」欄15行目ないし32行目	○	○	○	○		○		95頁「処理経過」欄15行目10文字目ないし21文字目, 30文字目ないし16行目21文字目, 24文字

											目ないし 30文字 目及び3 3文字目 ないし3 5文字目
22	②96頁「処理経過」欄	○	○	○	○				○		
23	③97頁「処理経過」欄1 1行目16文字目ないし1 9文字目	○	○	○	○				○		
24	④97頁「処理経過」欄1 2行目及び1 3行目		○	○	○				○		
25	⑤97頁「処理経過」欄1 4行目16文字目ないし1 9文字目	○	○	○	○				○		
26	⑥97頁「処理経過」欄1 4行目31文字目ないし1 5行目8文字目		○	○	○				○		
27	⑦97頁「処理経過」欄1 6行目16文字目ないし1 9文字目	○	○	○	○				○		
28	⑧97頁「処理経過」欄1 6行目30文字目ないし1		○	○	○				○		

			7行目17文字目							
		29	⑨98頁「処理経過」欄	○	○	○	○		○	98頁「処理経過」欄1行目文字目10ないし19文字目
		30	⑩99頁「処理経過」欄	○	○	○	○		○	
		31	⑪100頁「処理経過」欄1行目ないし22行目	○	○	○	○		○	
		32	⑫101頁「処理経過」欄1行目ないし7行目	○	○	○	○		○	
		33	⑬101頁「処理経過」欄14行目ないし45行目	○	○	○	○		○	
		34	⑭102頁「処理経過」欄	○	○	○	○		○	
		35	⑮103頁「処理経過」欄1行目ないし16行目		○	○	○		○	
		36	⑯104頁「処理経過」欄	○	○	○	○		○	
		37	⑰105頁「処理経過」欄	○	○	○	○		○	
		38	⑱106頁	○	○	○	○		○	

			「処理経過」 欄							
39	①9	107頁	「処理経過」 欄		○	○	○		○	
40	②0	108頁	「処理経過」 欄23行目ないし35行目	○	○	○	○		○	
41		109頁	「処理経過」 欄1行目ないし11行目	○	○	○	○		○	
42		111頁	「処理経過」 欄14行目ないし42行目	○	○	○	○		○	
43		112頁	「処理経過」 欄1行目ないし22行目	○	○	○	○		○	
44		113頁	「処理経過」 欄17行目ないし38行目	○	○	○	○		○	
45		114頁	「処理経過」 欄1行目ないし30行目	○	○	○	○		○	
46		116頁	「処理経過」 欄	○	○	○	○		○	
47		119頁	「処理経過」 欄16行目ないし17行目				○		○	
48		120頁			○	○	○		○	

			「処理経過」 欄 20 行目ないし 25 行目							
49	120 頁 「処理経過」 欄 26 行目ないし 29 行目			○	○	○			○	
50	121 頁 「処理経過」 欄 1 行目ないし 15 行目	○	○	○	○				○	
51	121 頁 「処理経過」 欄 24 行目ないし 25 行目	○	○	○	○				○	
52	122 頁 「処理経過」 欄 23 行目ないし 26 行目				○				○	
53	123 頁 「処理経過」 欄 28 行目ないし 30 行目				○				○	123 頁 「処理経過」欄 28 行目及び 29 行目
54	97 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 15 文字目, 20 文字目ないし 42 文字目, 14 行目 1 文字目ないし 15 文字目, 20 文字目ないし 30 文字	なし (新たに開示)								

				目, 15行目 9文字目ない し20文字 目, 16行目 1文字目ない し15文字 目, 20文字 目ないし29 文字目, 17 行目18文字 目ないし29 文字目		
8	被虐待 者提出 資料	12 5~ 14 3	55	なし	なし	

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが, 1枚目ないし143枚目に1頁  
ないし143頁と付番したものを「頁」として記載している。